

取 扱 基 準

名 称	新潟県信用保証協会保証料補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	市制度融資を借り受けた中小企業者に対して、信用保証料を補助することにより、中小企業者の資金調達環境の安定化を図る。
目 標	数値化□ 非数値化■
	中小企業者の負担軽減を図り、地域経済の活性化を目指す。 <目標が数値でない場合の評価方法> 経済情勢や利用実績などを総合的に判断し評価する。
補助事業者	公表していません。（融資の利用に伴う補助制度のため、公表することにより利用者に不利益が生じる可能性があるため）
補助対象経費の 内 容	<p>1. 一般融資（障がい者雇用推進枠）、小規模企業振興資金（通常枠・障がい者雇用推進枠）、経営者支援特別融資、中小企業資金繰り円滑化借換融資、中小企業開業資金の300万円以内の信用保証付融資の信用保証料</p> <p>2. 一般融資（通常枠）、省力化・省エネ化資金、中小企業振興資金の300万円以内の信用保証付融資の信用保証料</p> <p>3. 小規模企業振興資金（通常枠）、経営支援特別融資、中小企業資金繰り円滑化借換融資、中小企業開業資金（一般開業・創業関連保証）の300万円を超え1,000万円までの信用保証付融資の信用保証料</p> <p>4. 小規模企業振興資金（障がい者雇用推進枠）、中小企業開業資金（特定創業支援枠）の300万円を超え2,000万円までの信用保証付融資の信用保証料</p> <p>5. 一般融資（障がい者雇用推進枠）の300万円を超え3,000万円までの信用保証付融資の信用保証料</p>
補助額 及びその算定方法 又は補助率	<p style="text-align: center;">上記1→100%、上記2～5→50%</p> <p><補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 中小企業者の小口融資を手厚く補助するため。</p>
開始時期	令和 8年 4月 1日
評価の時期	令和10年 9月30日
終 期	令和11年 3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	<p>〔内容〕可能な限り新潟市の補助金を受けている旨表示する。</p> <p>〔媒体〕ホームページ、パンフレット</p>
担当部署	<p>経済部 商業振興課 総務・制度融資グループ</p> <p>電 話 025-226-1629（直通）</p> <p>e-mail shogyo@city.niigata.lg.jp</p>